

平成26年

○東京学芸大学教務委員会「道德の指導法」授業運営部会要項の一部を改正する要項

改正理由

道德教育担当委員の所属変更により，所要の改正を行うものである。

東京学芸大学教務委員会「道德の指導法」授業運営部会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成26年 3 月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学教務委員会「道德の指導法」授業運営部会要項の
一部を改正する要項

東京学芸大学教務委員会「道德の指導法」授業運営部会要項（平成22年 4 月14
日）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教務委員会「道德の指導法」授業運営部会要項の一部改正について

改正理由：道德教育担当委員の所属変更により，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第3条 部会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 教務委員会委員 1名 <u>(2) カウンセリング教室及び国際教育教室から選出された者 各1名</u> <u>(3) 社会科教室から選出された者 2名</u> <u>(4) 教育を所掌する副学長が委嘱する者 若干名</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，平成26年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (組織) 第3条 部会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 教務委員会委員 1名 <u>(2) 教員養成カリキュラム開発研究センター教員（道德教育担当）1名</u> <u>(3) カウンセリング教室及び国際教育教室から選出された者 各1名</u> <u>(4) 社会科教室から選出された者 2名</u> 〔省略〕